

西宮市教育委員会事務事業評価アドバイザーの選任の件

西宮市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等
実施規程第4条の規定により、西宮市教育委員会事務事業評価アドバイザーを下記
のとおり選任する。

令和5年5月10日提出

西宮市教育委員会

教育長 重松 司郎

記

- 1 被選任者 岡本 哲雄
関西学院大学
教育学部・教育学研究科（博士課程前期・後期課程）教授
- 2 選任年月日 令和5年5月10日
- 3 任 期 令和5年5月10日から令和6年3月31日

以上

関西学院大学教育学部・教育学研究科（博士課程前期・後期課程）教授

岡本 哲雄（おかもと てつお） 略歴

【学歴等】

京都大学教育学部卒

京都大学大学院教育学研究科修士課程修了

同 博士課程満期退学

論文博士（教育学）京都大学：論教博第 179 号／Doctor of Philosophy(Education)

学位論文「ホモ・パティエンスの人間形成論—フランクルの臨床哲学が歴史に応答したこと」

【専門分野】

教育哲学・人間形成論・臨床教育人間学・哲学・倫理学

【著書】

『フランクルの臨床哲学—ホモ・パティエンスの人間形成論』（春秋社、2022 年）単著

『教育学のパトス論的転回』（岡部美香・小野文生編、東京大学出版会、2021 年）共著

『imago 現代思想 総特集ヴィクトール・フランクル それでも人生にイエスというために』（青土社、2013 年）共著

『「人間と教育」を語り直す—教育研究へのいざない』（皇紀夫編、ミネルヴァ書房、2012 年）共著

『ランゲフェルト教育学との対話—〈子どもの人間学〉への応答』（和田修二、皇紀夫、矢野智司編、玉川大学出版部、2011 年）共著 他

【職歴】

専任：近畿大学専任講師、助教授、教授を経て現職。

非常勤：大阪大学、京都大学、京都大学大学院、神戸女子大学、京都看護専門学校、京都保健衛生専門学校等

【大学内役職歴】

関西学院大学 教育学部 副学部長（2017 年 4 月～ 2021 年 3 月）

同 学部長補佐（2014 年 4 月～ 2017 年 3 月）

近畿大学 教職教育部 部長補佐（2011 年 4 月～ 2012 年 3 月）

【学会役職・委員歴】

関西教育学会 理事（2018 年 5 月～ 継続中）

関西教育学会 編集委員（2012 年 11 月～ 2014 年 11 月）

教育哲学会 編集委員（2009 年 11 月～ 2013 年 11 月）

教育哲学会 編集幹事（2007 年 10 月～ 2009 年 10 月）

【学外役職歴】

学校法人山陽学園 理事（2016 年 5 月～ 継続中）

全国私立大学教職課程研究連絡協議会 理事（2006 年 5 月～ 2010 年 5 月）

阪神地区私立大学教職課程研究連絡協議会 事務局長（2006 年 5 月～ 2008 年 5 月）

西宮市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等
実施規程

(平成21年7月8日)
(西宮市教育委員会訓令第3号)

(趣旨)

第1条 この規程は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第26条の規定に基づき、西宮市教育委員会（以下「委員会」という。）の権限に属する事務の管理及び執行の状況に関する点検及び評価（以下「点検及び評価」という。）等の実施について必要な事項を定める。

(実施方法)

第2条 点検及び評価は、委員会が委員会の権限に属する事務事業について、市の事務事業評価制度を活用して実施するものとする。

(公表等)

第3条 委員会は、前条の規定により実施した点検及び評価の結果を、市の事務事業評価結果報告書により、議会に提出するとともに、市のホームページで公表するものとする。

(学識経験者の知見活用)

第4条 法第26条第2項の規定により、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るため、西宮市教育委員会事務事業評価アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）を置く。

2 アドバイザーは、委員会の権限に属する事務の管理及び執行に携わる者以外の者で、教育に関して公正な意見を述べることができるものの中から、委員会が選任する。

3 アドバイザーは、委員会が点検及び評価を実施するに当たり、その方法、内容等について、意見を述べるものとする。

4 委員会は、アドバイザーの意見を、点検及び評価に反映するよう努めるものとする。

5 アドバイザーの任期は、選任の日からその日の属する年度の末日までとする。

6 アドバイザーは、再任することができる。

(補則)

第5条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

付 則

この規程は、平成21年7月8日から実施する。

付 則

この規程は、平成25年5月8日から実施する。

付 則

この規程は、平成27年4月1日から実施する。ただし、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の場合においては、改正後の西宮市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等実施規程の規定は適用せず、改正前の西宮市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等実施規程の規定は、なおその効力を有する。